

技術的保護手段（技術的プロテクト）について

平成 18 年度著作権委員会 第一部会 岩崎 博孝

1. 技術的保護手段（技術的プロテクト）とは？

従来、著作権等侵害行為の防止策としては、著作権法において定められる罰則規定の存在を著作物に明示することで、それを利用する者の良心に訴えるといった受動的なものであった。

しかしながら、近年の技術の進歩によって、積極的に著作権等の侵害行為を防止することが可能となつた。ここで言う「侵害行為」とは、主として複製権侵害のことを意味している。具体的には、CD や DVD 等の記録媒体に記録された、音楽、映像更にはプログラム等の著作物の複製行為を一定の範囲（著作権者等が許容する範囲）に積極的に制限しようとするものである。このような手段を著作権法上「技術的保護手段」と呼び、著作権法第 2 条第 1 項第 20 号において定義されている。

同規定では「技術的保護手段」は概ね以下のように定義されている。

著作権法第 2 条第 1 項第 20 号

『電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法により、著作権等を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の利用に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物等とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。』

この規定から、「技術的保護手段」であるためには、以下の 3 つの要件を満たしていることが求められる。

- 要件① 電磁的方法により、著作権等侵害行為を防止又は抑止するものであること。
- 要件② 著作権者等の意志に基づいて用いられているものであること。
- 要件③ 機器が反応する信号を著作物等とともに記録・送信する方式によるものであること。

①の要件で注意すべきことは、あくまで著作権等を侵害する行為に対する手段に限定されている点である。例えば著作権としての複製権（21 条）や公衆送信権等（23 条）に対する侵害を防止・抑止する手段が該当する。即ち、そもそも著作権侵害行為とならない「著作物の単なる視聴（アクセス）」を防止する手段（例えば、衛星放送のスクランブル）などは、著作権法上の「技術的保護手段」となり得ない。

また、②の要件から、例えば流通業者などが著作権者等に無断で勝手に複製等の防止手段を付加したようなものは、著作権法上の「技術的保護手段」にはなり得ない。

また、③の要件から、プログラム製品のパッケージに表示されたシリアルナンバーのように著作物等そのものと分離して記録されているものは除外される（後述）。なお、信号を著作物とともに記録・送信することは、信号の記録・送信と著作物の記録・送信が一体的なものであると考えられている。

2. プログラムのコピープロテクト

ここではプログラムの著作物（著作権法第 2 条第 1 項第 1 号、同 10 号の 2）を対象として、広くコピープロテクトに関して著作権法上の「技術的保護手段」への該当性に触れつつ説明する。

プログラムの著作物はその性質上、複製が非常に容易であり、且つ低コスト（記録媒体に要するコスト程度）で大量に複製することが可能である。そのため、以前から様々な形でのコピープロテクトが行われていた。

例えば、プログラムがフロッピーディスクによって配布されていた頃は、「有効な」コピーが行えないようプロテクトされているものが存在していた。具体的にはフロッピーディスク上の特殊な領域（通常では読み書きできない領域）に特定の信号を記録しておき（その結果、単にこのフロッピーディスクを複製した

場合には当該特定の信号については複製されない）、プログラム起動時にその特定の信号の有無を確認した上で起動するというものである。このような手段は、上記の3つの要件をいずれも満たし得るため、著作権法上の「技術的保護手段」に該当し得る。一方、このような手段を利用すれば確かにプロテクト機能としては有効であるものの、当該フロッピーディスクの所有者自身でさえ、例えばバックアップ用として、有効な複製ができないという不都合（現在プログラムの著作物の所有者自身による複製は著作権法第47条の2により一定条件下で認められている。）もあり一般化していない。

また、購入したプログラムをインストールする際に、シリアルナンバーを要求する形式のものも存在する。例えば正規品を購入した場合には、そのパッケージ内にシリアルナンバーが同封されており、当該ナンバーが許容されたものである場合には初めてインストールが完了する。しかし、プログラム自体を容易に複製できることはもちろん、そのシリアルナンバーの複製も容易であるため、必ずしもプロテクト機能が十分とはいえない。なお、このような手段は、上記③の要件である「機器が反応する信号を著作物等とともに記録・送信する方式によるもの」でないため、著作権法上の「技術的保護手段」とはなり得ないと解される。

また最近では、インターネット接続環境が整ってきたこともあり、プログラムのインストール時やプログラムの起動時にインターネット回線を経由して、専用のサーバによるライセンス認証を行っているものも登場してきている。インストール時等にインストール用のIDやパスワードなどを入力させ、専用サーバで認証を行い、インストール用のIDが一致しない場合や、そのIDが例えば不正に出回っているものであることが判明した場合には、そのプログラムの使用を止めることが可能とされている。

現在最も進んだプログラムのプロテクト技術の1つに、マイクロソフト社が自社の製品に対して導入している「アクティベーション」というプロテクト技術がある。正式には「マイクロソフト・プロダクト・アクティベーション」といい、WindowsXP及びOfficeXPから導入されている。

「マイクロソフト・プロダクト・アクティベーション」では、製品（プログラム）を購入してコンピュータにインストールした後で、インターネット回線を使

ってライセンス認証が行われる。このとき、製品に同封されているプロダクトキー（シリアルナンバー）とそのプログラムがインストールされたコンピュータ特有のハードウェア情報（例えばIPアドレス等）から生成されたインストールIDがメーカー側の専用サーバへと送られ、認証が成功すると専用サーバから認証IDが送り返されてくる。

この「マイクロソフト・プロダクト・アクティベーション」では、認証IDをメーカー側が管理できるため、仮にプロダクトキー自体が出回ったとしても、プロテクト機能を発揮することが可能であり有効な手段である。即ち、この「マイクロソフト・プロダクト・アクティベーション」では、プロダクトキーとインストールされるハードウェア固有の情報との二次元的な情報を基にライセンス認証を行っているため、その認証を一旦解除しない限り新たな認証がされることを防止することが可能となっている。

また、プログラムのインストール後、一定期間以内、あるいは一定回数起動するまでにライセンス認証を行わなかった場合、そのプログラム自体が使えなくなったり、全部または一部の機能が制限されるように構成されている。

なお、アクティベーションはプログラムがインストールされたコンピュータ特有のハードウェア情報を使っているため、ハードウェアの構成が大きく変わった場合等には、再度ライセンス認証し直す必要性があるが、所定条件下での使用の場合には、このような場合でも再度ライセンス認証が可能とされているようである。

この「マイクロソフト・プロダクト・アクティベーション」の場合にも、プロダクトキー自体はプログラムの著作物とともに記録されているのではなく、製品パッケージの中に独立して記録されている。よって、上記③の要件を満たし得ない。更に、「マイクロソフト・プロダクト・アクティベーション」はプログラムのインストール（即ちコンピュータ記録媒体への複製）自体は可能であり、アクティベーションを一定条件内に行わない場合に、そのアクセス（プログラムへのアクセス）が制限されるのであるため、①の要件も満たし得ない（著作権侵害とならないアクセス行為を防止する手段であるため）。よって、著作権法上の「技術的保護手段」には該当しないものと解される。

3. 著作権法上の「技術的保護手段」に該当することの効果

著作権法においては、私的使用のための複製を一定条件下（個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内）で認めている（30条）。しかしながら例外的に、技術的保護手段の回避により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合（30条1項2号）には認められていない。その結果、このような複製行為に対する著作権は制限されず、著作権の侵害を構成することとなる。

仮に、プロテクト手段が著作権法上の「技術的保護手段」に該当しない場合には、30条1項2号の例外規定に該当せず、「著作権法上は」、私的使用の範囲内で自由に複製することが可能ということになる。

4. 罰則規定

著作権法においては、第120条の2において技術的保護手段に関連した罰則規定が設けられている。

著作権法第120条の2

『次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは

所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行つた者

三、四（省略）』

これら各号に該当する者は、本来的な「著作権の侵害行為」を行つた者ではないものの、いわば「権利侵害の準備的行為」を行つた者を処罰することにより、保護の実効性を図ろうとするものである。

1号の規定には、4つの処罰されるべき行為が含まれている。
①回避装置や回避プログラムの複製物を公衆に譲渡・貸与する行為、
②公衆に譲渡・貸与する目的で回避装置や回避プログラムの複製物を製造、輸入、所持する行為、
③回避装置や回避プログラムの複製物を公衆の利用に供する行為、
④回避プログラムを公衆送信、送信可能化する行為。

なお、これら4つの行為が「営業上」行われている場合には、不正競争防止法において重畠的に規制を受けることとなっている（不正競争防止法第2条第1項第10号、11号、3条、4条）。

2号の規定は、いわゆる業としての「回避サービス」を処罰対象とすることによって、人間が回避装置等の役目を果たすような「脱法行為（1号の規定を回避する行為）」を防止している。

以上

参考文献

著作権法逐条講義五訂新版 加戸守行著 著作権情報センター

（原稿受領 2007.5.7）